

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年9月21日
照会部署名 古川年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (厚生年金適用調査課長) 石田 慎一郎
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] [白取]

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—023	本部受付番号 No. 2010—957
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

法人代表者の被保険者資格について

(内容)

法人代表者を被保険者とすべきかどうかの判断については、受付番号No2010-77において「労務の対象として報酬を受けている法人の代表者又は役員かどうかについては、その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準と判断されたい。判断材料例として、①当該法人の事業所に定期的に出勤しているかどうか、②当該法人における職以外に多くの職を兼ねていないかどうか、③当該法人の役員会等に出席しているかどうか、④当該法人役員への連絡調整又は職員に対する指揮監督に従事しているかどうか、⑤当該法人において意見を述べる立場にとどまっているかどうか、⑥当該法人等により支払いを受ける報酬が社会通念上労務の内容に相応したものであって実費弁償程度の水準にとどまっているかどうか」と回答されておりますが、下記の具体的な事例について、他県の年金事務所と見解が分かれましたので伺います。

A県にある事業所の工場長として、被保険者として社保加入中。その関連会社を当県に新設し、当該事業所で代表取締役となったため、新規適用とともに、当該新設事業所でも被保険者資格を有すると判断し、資格取得届とともに、二以上勤務選択届を受理。選択事業所が、A県にある事業所であったため、A県の選択事業所管轄の年金事務所へ回送するも、代表者であるが非常勤なので被保険者にならないのではないかと当事務所へ連絡有。

届代行労務士へ聴取事項

- 新規設立事業所へ最低週2日は出勤している。
- 当該法人における職以外に職を兼ねていない。
- 新規設立事業所役員会へ出席している。(代表者なので当然)
- 新規設立事業所役員への連絡調整や従業員に対する指揮監督に従事
- 新規設立事業所より月額30万の役員報酬を得ている。
- A県での事業所では工場長として勤務しており給与として月60万得ている

以上のことから当所としては新規設立事業所でも被保険者とすべき(週2日出勤は定期的)であると判断しておりますが、選択事業所管轄の年金事務所では、新規設立事業所への出勤が週2日なので非常勤であり被保険者にはならないとの見解です。

(ブロック本部回答)

貴見のとおり。

ご照会の事例については、受付番号 No2010-77「法人の代表者の被保険者資格について」において示されている判断基準を満たしており、新規設立事業所と常用的な使用関係が認められるため被保険者として資格を取得させるべきものと思料する。

また、判断基準の①当該法人の事業所に定期的に出勤しているかどうかについては、新規設立事業所代表取締役は、二以上事業所に勤務する者なので、常時出勤することは不可能であり、週2日であっても予め定められた日に出勤するなど規則性が認められれば、定期的に出勤しているものと判断して差し支えないものと思料する。

なお、他県(東北ブロック本部管轄外)の選択事業所管轄の年金事務所と見解が分かれていることから、本部に照会していただきたい。

回答日 平成22年9月27日

回答部署名 東北ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金適用支援G長 小澤 昭吉

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

（本部回答）

貴見のとおり。

本件の場合は法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供と当該業務の対価としての経常的な報酬の支払いがともにあり当然被保険者となる。法人の代表者の「経常的な労務の提供」とは昭和55年6月6日内かんで示されている「常用的使用関係」の判断基準とは異なるため、単に週の出勤日数などで判断するものではなく、法人の経営に対する実際の参画の有無などにより判断されるものである。

回答日 平成22年11月 1日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 （役職名）小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

（軽微なものについてはグループ長）

山上